公益法人への寄附に関する税制優遇について

1.「個人」に対する税制優遇

(1) 所得税

① 所得控除 ※ 全公益法人対象



滋賀県イメージキャラクター キャッフィー

※ 寄附額は総所得金額等の40%相当額が限度

(所得金額 - <u>(寄附額(※) -2,000 円)</u>) × 所得税率 = 税額 所 得 控 除 額

② 税額控除 ※ 税額控除対象公益法人のみ対象

税額控除が適用される法人は、寄附者が確定申告時に①所得控除か②税額控除のどちらかを選択することができます。

※1 寄附額は総所得金額等の40%相当額が限度※2 控除額(点線部分)は所得税額の25%が限度

所得金額 × 所得税率-[(<u>寄附額(※1)-2,000円)×40%](</u>※2) = 税額 税 額 控 除 額

たとえば、税額控除対象の公益法人に対して1万円を寄付した場合

- → 3,200 円が所得税から控除される計算
- ※ 税額控除対象公益法人とは、一定のPST (パブリック・サポート・テスト:広く市民からの支援を受けているかどうかを判断する基準)要件を満たすものとして、行政庁による証明を受けた公益法人です。 対象法人の検索はコチラ → 公益法人への寄附 公益法人 information (koeki-info.go.jp)
- ※ 所得控除および税額控除を受けるためには、確定申告時に寄附金領収書や税額控除に係る証明書等の添付が必要になります。制度および手続の詳細は、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(2) 個人住民税 (税額控除)

都道府県または市区町村が条例により指定した場合に以下の額が個人住民税の額から 控除できます。

(都道府県)

個人住民税額- [(寄附金額-2,000円)×4%] = 税額(控除後)

(市区町村)

個人住民税額- [(寄附金額-2,000円)×6%] = 税額(控除後)

- ※ 滋賀県内に主たる事務所または事業所を有する公益法人に対する寄附金は、滋賀県の個人県民税の控除 対象となる寄附金として条例により指定されています。
- ※ 県と市町の双方が条例により指定した寄附金の場合は、併せて 10%が個人住民税額から控除できます。 個人市町民税の寄附金控除については、お住まいの市町の住民税担当課にお問い合わせください。

2. 「法人」に対する税制優遇

(1) 法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた 一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、<u>公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています</u>ので、下記の計算式で算定された限度額の合計額が損金 算入限度額となります。

(公益法人への寄附金の特別損金算入限度額)

(所得金額×6.25%+資本金等額×0.375%) ×1/2

(一般寄附金の損金算入限度額)

(所得金額×2.50%+資本金等額×0.250%)×1/4

【参 考】

○税制優遇制度の詳細

「公益法人への寄附は税の優遇があります」 (内閣府の公益法人 information)